

公的研究費等の適正な使用に関する行動規範

2022年11月1日制定
最高管理責任者

株式会社クオレ・シー・キューブ（以下「当社」という。）は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

1. 構成員は、公的研究費等の使用に関して、法令等を誠実に遵守することはもとより、社会人としての良識と責任をもって遂行しなければならない。
2. 構成員は、公的研究費等の使用に関して、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 自ら不正を行うこと
 - (2) 他の構成員に対して不正を指示・教唆する行為
 - (3) 他の構成員の不正を黙認する行為

（注1）構成員とは、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月15日改正）文部科学大臣決定）に準じ、当社に所属する役職員及び関連する者をいう。

（注2）不正とは、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」並びに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」に定義されているものをいう。